



平成26年4月25日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高山俊隆  
コード番号 5929 東証1部  
問 合 せ 先 常務執行役員総務部長 佐塚達人  
(TEL 03-3346-3019 )

### 内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を下記の通り決議しましたのでお知らせします。

なお、変更箇所は下線で表示しており、その他の部分につきましては、変更はございません。

#### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループの全員が共有すべき精神・価値観を表す「使命」、「経営理念」、「行動指針」を具体化した「コンプライアンス行動規範」を遵守し、当社グループ会社の執行役員及び従業員に対し模範となるべく行動する。代表取締役は、コンプライアンス体制の総括責任者としてCSR（Corporate Social Responsibility）部門を担当する取締役を任命し、当該担当取締役はグループ会社におけるコンプライアンス体制の推進および問題点の改善に努める。

また、代表取締役は「コンプライアンス行動規範」に反社会的な圧力には毅然とした態度で臨むことを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、不正不  
当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。

事案については、総務部を対応部署として定めるとともに、これらの勢力・団体からの介入を  
防止するため警察当局、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等との緊密な連携を確保する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、文書取扱規定及び重要文書・重要契約書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規定及び重要文書・重要契約書管理規定により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。文書取扱規定及び重要文書・重要契約書管理規定の改訂は、取締役会の承認を得るものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、『リスクマネジメント規定』に定められたリスクマネジメントに関する必要事項に  
基いてリスクの把握、共有化を図り、リスクの軽減を行うと共に緊急事態が発生した場合の損失  
を最小に止め、社会の信頼を損なわないようにする。また、『リスクマネジメント要領』及  
び緊急事態発生時の報告から復旧対策までの手順を規定した『危機管理要領』によって構成さ

れる全社的なリスクマネジメント体制を構築する。組織体制としては、代表取締役直轄の下で CSR 部門を担当する取締役が議長を務めるグループ CSR 推進会議を設置し、グループ各社においては代表取締役が指名する各社の社長を委員長とする CSR 推進委員会を設置し、所管業務に付随するリスク管理を行うこととする。

監査部は、各部門及びグループ会社のリスク管理状況及びリスクマネジメントの運用を監査し、その結果を代表取締役に報告し、CSR 部門を担当する取締役の指示のもと、CSR 推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則、職務権限規定、稟議規定に基く意思決定及び業務分掌規定に基いて、取締役への権限委譲及び業務の分掌を行うことにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。また、取締役会の諮問機関である グループ経営戦略委員会、連結経営計画必達のための P D C A (Plan Do Check Action) を検証する国内事業 P D C A 会議等を設置し、P D C A 実施状況の報告・確認・指導を行い各取締役の職務執行の効率性を高めることとする。その結果は取締役会に報告し、あるいは重要事項については審議のうえ決議を行うこととする。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの「使命」、「経営理念」、「行動指針」の精神、価値観を具体化した「コンプライアンス行動規範」に基いて、グループ会社の役員及び従業員に対しては『コンプライアンス行動規範&ケースブック』を配布し、法令、社会的倫理等を含めた広義のコンプライアンスを徹底する。コンプライアンス推進体制としては、代表取締役直轄の下で CSR 部門を担当する取締役が議長を務めるグループ CSR 推進会議において施策立案・展開を行い、グループ会社には、CSR 推進委員会を設置し、具体的な企業活動におけるコンプライアンスを実行することとする。

監査部は、内部監査として各部門及びグループ会社に対して職務の執行の状況及び法令遵守に関する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

#### 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社はグループ各社に対し、グループの「使命」「経営理念」「行動指針」の内容の徹底を図り、グループに於けるコンプライアンス意識の向上を推進する。
- (2) グループ会社を担当する取締役は、グループ各社の取締役の業務の決定及び業務執行を監督し、あるいはグループ各社の監査役と連携し各社の問題の有無を把握し、改善を指導する。
- (3) グループ会社を担当する部門が、グループ会社管理規定に基いて、グループ会社に対し一定の事項についてグループ会社の取締役会付議前に当社の承認を得ることを義務付ける。それにより、グループ会社を担当する部門の審査を経ると共にある一定の基準の事項については、当社取締役会の決議事項として審議し、あるいは報告事項として報告を義務付けることとする。
- (4) グループ会社を担当する部門は、グループ会社の株主総会議事録、取締役会議事録等により、グループ会社の業務の決定及び業務執行の状況をチェックする。

- (5) リスク管理及びコンプライアンスについては、当社の代表取締役直轄の下に設置されたグループ CSR 推進会議の下部組織として、グループ会社内に CSR 推進委員会を設置し、リスク管理あるいは企業活動におけるコンプライアンスを実行する。
- (6) 監査役は、グループ会社の監査が実効的かつ適正に行えるよう、的確な体制整備について代表取締役に要請する。
- (7) 監査部は、グループ会社に対して職務の執行の状況及び法令遵守に関して監査を実施し、その結果をグループ会社及び当社の代表取締役に報告する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人（以下「補助者」）を配置し、この補助者には、企業会計等の知見を有する者をあて、補助者に対する業務の指揮・命令は、監査役の指揮・命令を優先する。

補助者の人事評価・人事異動等は、監査役会の同意を得た上で決定することとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役と協議のうえ、監査役に報告すべき事項を定め、代表取締役は次に定める事項を都度、監査役に報告することとする。

- ①グループ経営戦略委員会、国内事業P D C A会議等の重要会議議事録
- ②重要な委員会議事録
- ③その他、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項

上記のほか、監査役は、必要に応じて、取締役及び執行役員に対しての報告を求めることができる。

#### 9. 監査役が監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に年2回以上、または必要に応じて意見交換会を開催することとする。
- (2) 監査役が当社並びに当社グループ各社の事業及び財産の状況を調査する場合、取締役、執行役員及び使用人は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- (3) 監査役は、監査部に対し監査役の要望した事項の内部監査を依頼することができるものとし、監査部はその結果を監査役会に報告するものとする。
- (4) 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成をするために、自らの判断で、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができるものとする。

#### 10. 財務報告の信頼性確保のための体制

当社及び当社グループ各社は金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保する。

以上